



流山市監査委員告示第12号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年11月24日

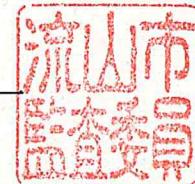
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教生第231号  
令和4年11月11日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年6月17日付け、流監第40号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

| 報告年月日・番号                    | 令和3年6月17日・流監第40号 |   |  |
|-----------------------------|------------------|---|--|
| 監査の種別                       | 公の施設の指定管理者監査     |   |  |
| 部課等名                        | 区分               | 指摘事項等   | 措置事項   |
| アクティオ株式会社<br>生涯学習部<br>生涯学習課 | 意見               | 使用許可申請書・減免申請書において、申請内容に変更があった場合の処理が煩雑であった。変更の申請手続きについて、他公共施設でも共有する内容が含まれるため、利用者の理解を得ながら申請書の再提出を求めるなど、一定の手続きにより行えるよう協議されたい。また内部統制の観点からも、施設利用キャンセル料の支払い期日を定める等、手続きのルール化やわかりやすい事務フローを作成するなど処理を明確化されたい。 | 変更手続きについては、利用者登録の変更届出書を提出してもらうよう手続きを見直した。<br>キャンセル料については、利用予定日の同月末日までと期日を定め、利用者にも案内を行うこととした。 |

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。